

資 料 提 供	
令和6年4月5日	
担当課 (担当者)	高等学校課 (定常)
電話	0857-26-7916

令和6年度第1回「高校生あいさつ・交通マナー運動」の実施について

鳥取県教育委員会では、高校生等の規範意識を育成し、社会の一員としての自覚を高めることを目的として、下記のとおり令和6年度第1回「高校生あいさつ・交通マナー運動」を実施します。

この運動は各高等学校、特別支援学校及びJR鳥取駅で、幅広く県民の皆様のご協力をいただきながら実施します。

記

- 1 期間 令和6年4月8日（月）～5月10日（金）
（春の全国交通安全運動期間（令和6年4月6日（土）～15日（月））及びその後約1か月を目途に、各学校の実態に合わせて実施）
※JR鳥取駅での活動は、4月12日（金）午前7時10分から午前8時まで

- 2 主催 鳥取県教育委員会、青少年育成鳥取県民会議、鳥取県警察本部

3 取組内容

- (1) 各学校における啓発活動

生徒へ運動の趣旨・取組内容の説明、交通ルールの遵守等に関する注意喚起

- (2) 登校時間帯にJR最寄り駅及び各学校周辺で挨拶運動及び通学中におけるマナーや正しい交通ルールの遵守等に向けた呼びかけ

ア JR鳥取駅周辺で、鳥取県教育委員会、青少年育成鳥取県民会議及び鳥取県警察本部による挨拶運動及び通学中におけるマナーや正しい交通ルールの遵守等に向けた呼びかけ

イ 各学校が実施する教職員、生徒等の活動に青少年育成鳥取県民会議が状況にあわせて参加

※各校の取組について、実施の有無、実施の場所、実施日数・時間及び人数は各校の方針によるものとする。

- (3) その他の各学校独自の取組（服装・マナー指導等）

4 経緯

全国交通安全運動期間にあわせ、高校生の登校中における自転車のヘルメット着用を含め、交通マナーについての注意喚起及び人と人をつなぐ挨拶の慣行を呼びかけるため、県教育委員会、鳥取県民会議、鳥取県警察本部及び地域の諸団体が連携し、昨年度から本運動を実施しています。

- 5 問合せ先 鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導担当 定常 弘頭
電話 0857-26-7916 ファクシミリ 0857-26-0408